

第八回 参議院厚生委員會會議錄第七号

昭和二十五年七月二十八日(金曜日)午前十時三十四分開会

本日の会議に付した事件

○災害救助法の一部を改正する法律案
(内閣提出・衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の設置に關し承認を求むるの件(内閣送付)

○社会保険制度に關する調査の件
(厚生行政に關する件)

(医療分業に關する件)

○委員長(山下義信君) これより本日の厚生委員會を開会いたします。日程に従ひまして、災害救助法の一部を改正する法律案を上程いたします。本案は前回質疑を終了いたしておりますので、本日はこれより直ちに討論に入りたいと思ひます。御意見のおありの方は、それ〴〵賛否を明らかにして、お述べを願ひます。

○中山善彦君 この法案につきまして、先日各委員の方々から、いろいろ有益な御意見なり、又有意義な御要望も多数出ており、どうか政府当局におかれましては、これらの意見なり要望等を十二分に御理解されて、この法案の運営の上に万遺憾なきやう御願ひいたしたい、こういう希望条件を付けてまして、私は原案に賛成をいたします。

○井上なつゑ君 私もこの災害救助法の一部を改正する法律案に希望条件を付けて賛成をいたすものでございまして、と申しますのは、外でもございませ

せんが、この災害救助法に一番重要なことは資材の備蓄でございまして。この資材の備蓄に万全の策を図られますよう努力されたいという希望を付したいのでございまして。それからもう一つは、この災害救助法を計画いたしてございすのは日本赤十字社でございまして。日本赤十字社の内容充実という点に十分注意されますよう要望いたして置きます。それからもう一つは、この災害救助法の運営に當つております中央災害対策委員會でございまして、この委員會の活動を活潑ならしめまして、災害救助に聊かも欠点のないようにされますよう、當局は万全の注意を拂われまして、要望いたしまして、本案に賛成をいたすものであります。

○委員長(山下義信君) 他に御発言はございせんか。……別に御意見もな

いようでございまして、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

災害救助法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成の方の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(山下義信君) 全会一致でございまして。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚、本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に

は多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

小杉 繁安 井上なつゑ
有馬 英一 大谷 肇潤
中山 善彦 池田七郎兵衛
河崎 ナツ 堂森 芳夫
藤原 道子 藤森 眞治
常岡 一郎 深川タマエ
松原 一彦

○委員長(山下義信君) 御署名はこれと認めます。……御署名はこれと認めます。

尚、本會議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山下義信君) 次は日程に従ひまして、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の設置に關し承認を求むるの件、予備審査を上程いたします。

○中山善彦君 この横浜の検疫所は、随分歴史も古いのでございまして、私もたび〴〵視察いたしたことがあるの

でございまして、羽田に検疫所の分室が今度又新たに設置されるので、東京の検疫所の予算、構成等を一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(三木行治君) このたび東京検疫所を開設いたしますにつきましては、御承認をお願いしておるわけでございまして、東京検疫所のうち、特に羽田分室についての規模等につきましては御質疑がございましたのであります。が、東京検疫所は、予算的に見ますと、本年度予算におきまして、人間の面におきましては、横浜検疫所の中か二十六名を東京検疫所のために割くというところであります。人員の増はございせん。予算も半年分成立をいたしておりますが、羽田につきましては、その東京検疫所の分室ということと、従ひまして、その繁開の事情によりまして、東京検疫所から出張をするというところで、固定定員というものをし羽田に置くつもりはないのでござい

ます。従ひましてその二十六名で差繰つてやつて行くと思ひますのは、船につきましては日没前に入港をいたすのでございまして、航空機につきましては深夜の場合も相當にございまして、これらをやつて行つて行くという計画にいたして置きました。

○中山善彦君 そつちから融通するわけでございますね。そつちから、横浜の方はそれだけ能率が下るわけでは

○政府委員(三木行治君) 現在は横浜

で全部やつておりますので、従ひましてこれが二つに分れますというのと、当然に人員を必要とするのでござい

○中山善彦君 能率は別に下らぬというわけですか。分けた方が能率が上がるという事です。

○政府委員(三木行治君) 分けますというのと、能率の点につきましては、やはり二つに分けたために、例えばその事務というものは当然に必要になつてプラスになるわけでござい

○委員長(山下義信君) 三木局長に伺ひますが、今の中山委員の御質問の点が、この東京検疫所、その中には羽田の分室所と言ひますが、ということになつておるわけですが、もつと詳細に機能とか、その内容を御説明願ひたいのですかね。それでこの設置の場所です。品川区東品川四丁目、これは建物等はどうか。どういふふうになつておりますか。何の建物を使うのですか、そういうことを何か……

○政府委員(三木行治君) それでは検疫所の現状につきまして御説明を申し上げたいと存じます。現在検疫所は全部で十三ヶ所あります。外に分室が七ヶ所あります。その十三ヶ所は横浜、

神戸、門司、長崎、函館、名古屋、広島、佐世保、小樽、清水、三池、博多、鹿兒島、分室は横須賀、羽田、大阪、岩国、若松、呉、四日市、計七ヶ所に相成つておるのであります。これらの中で航空機の発着いたしますのは、羽田及び岩国でございますので、航空機検査は羽田及び岩国において実施いたしております。この検査所におきまして、検査の実績がございまして、これは昭和二十四年四月から二十五年三月までの実績が、船の出港検査が四千九百四十一隻、入港船舶の検査が四千四隻、計八千八百八十五隻、飛行機では出て行くもの六百八十二機、入つて来るもの七百二十五機、計千四百七機につきまして検査を実施いたしておりますのであります。これらの検査いたしました人員は、同じく二十四年四月から二十五年三月までの間に、船におきまして六十三万七千二百八十一人、飛行機につきましては三万七千四百七十四人、これらの検査をやつております。人員は昭和二十五年で六百十一人というふうに相成つておるのであります。で大変遅くあとになったのでございまして、検査所の仕事といたしましては、この伝染病というのにつきましては検査をやつておるのでございまして、外航検査法によりまして、痘瘡、発疹チフス、ペスト、黄熱、その他に重大なる伝染病も必要によりましてはやり得るといふ建前に相成つておるのでございまして、これらが検査の大体の御説明でございます。また、東京港の東京検査所のこの土地建物等につきましては、お手許に資料を差出してございまして、よろしく、東京都品川区東品川四丁目に東京検査所を置くという準備をいたしてお

るのであります。これは東京港の繁栄のためにも非常に必要でございする関係上、東京都が非常に協力をいたして呉れまして、そうして東京都の所管に属する土地、建物等を貸与して呉れることに相成つておるのでございす。ここに約百坪の新らしい建物を建てまして、その外に二百坪ばかりの既設の建物がございするが、これは東京都から厚生省に貸与して呉れようというところでございする。ただ検査所の機能がございまして、いわゆる停泊施設といふものが必要になつて来るのでございするが、これは差当りましては建設が困難でございする。で、検査の必要な場合におきましては、横浜の検査所の施設を使つて行きたい、かように考へておる次第でございします。

○委員(山下義信君) この東京検査所の何ですか、組織の中には一般検査所の組織といふのがありますが、あの通りのものが適用されるわけではございすね。

○政府委員(三木行治君) さうでございす。

○委員(山下義信君) 予算関係はどうなつておるのか。

○政府委員(三木行治君) 予算は只今御説明申し上げましたように、本年度半年分成立いたしました。本年、本年度半か、二十五年度……。

○政府委員(三木行治君) さうでございす。

○委員(山下義信君) 半年分というのは、東京検査所を見込んで取つてあるものでございすか。

○政府委員(三木行治君) そういふわけ

でございす。

○藤森眞治君 この羽田空港の利用さされてはいるのはどのくらいですか、人員はどのくらいですか、或いは荷物などのぐらいいかという、実際の状況をちよつとお伺いしたいのです。

○政府委員(三木行治君) 羽田空港は、これは御承知のように民間機と軍用機と両方が出入りいたしておりますが、民間機についてはのみ検査をやつておるのでございす。で、航空機の検査の数は一千四百七機、これは先程述べましたように、昭和二十四年四月から本年三月までの実績でございす。が、これは羽田と岩国と両方について数字でございす。尤も岩国は非常に小部分でございすから、大部分が羽田に出入りしたものだ、かように御了解を得たいと思ひます。で飛行機の発着は深夜或いは早朝等に相なりますので、常時二名の検査官がここに出張して事務をとつておる。こういう実状でございす。

○井上なつ希君 ちよつとお伺いいたしますが、この理由は、近來大変に飛行機の出入が多くなつたという理由でございすけれども、予算が半年も前から取れておるのに、どうして今日までこれが提出が遅くなつたのですか。

○政府委員(三木行治君) これは提案の理由にございまして、地方自治法の規定に従ひまして、国会の御承認を得ることになつておりますので、開設に關する諸般の準備をいたしますのに半年ぐらかかる。そうして準備を終了いたしましたので、御承認を得るといふ、こういう手続に相成つておるのであります。

○河崎ナツ君 そう主なことではないんですが、先程の検査の実績の状況を報告した中で、船の方の点が六十三万、或いは飛行機からの人で検査なさつた方が三万幾らと、そういう人達をなされた結果、保衛者と申しますか、そういうような方に注意しなければならぬ、これだけの人を済ますには、どれだけになりますか、検査を必要とする実際の保衛者というものは大体どのくらいあるものでありますか。

○政府委員(三木行治君) 御存じのように、外国へ旅行いたします場合には、おきましては、それ／＼身体検査、予防注射をやつておるのでございす。ですから、概ね健康な者が乗つておるのでございす。ときに出發後におきまして、例えばカルカッタに赤痢が流行しているという場合には、おきまして、その伝染病の流行地を経由して来るという場合があります。で、まあ病菌を持つて来る場合があるのでございす。最近におきましては殆んどそういう者が、船舶に乗組みまして、一応船客を検査する、調べるのでございす。が、航空機の場合も同様でございす。が、殆んどそういう者はないが実情でございす。数年前にはそういう実例がございましたけれども、最近ではございせん。

○河崎ナツ君 私聞いておりますのは、人の場合には、よく果物に、果物の病氣を持つて来た者の検査、「りんご」なら「りんご」こちらから向うに行く、アメリカの方はなか／＼やかましいですが、そういう人以外のものについて、この検査所はなか／＼そういうことにございまして、一つの國の

方針の下にやはりなさいますか。

○政府委員(三木行治君) 例へば航空機につきましては、蚊の退治をやることは、航空機内におきまして自衛的に全部やっておりますが、若しそれが適當でない場合に、こちらでその船舶につきましては、「ねずみ」の退治をやるというふうなことも勿論やっておりますし、又その検査所所在の港灣地域の衛生という面につきましては、風族混虫或いはその他の塵埃、病原菌がありそうなどところにつきましては、やはり検査所をやつておる。こういう実情でございす。

○委員(山下義信君) ちよつと伺いますが、ほんやりした記憶ですが、近少く少減したことがあるように思ふのですが、或いは人員ですが、人員の縮小なんか少しやつたのじやないかと思ひますが、従來検査所の設置を、検査所の数を減少したり、人員を減少したようなことがありますが、どうか、お伺いいたします。それから、今後諸般の情勢上検査所を増設する必要があるでしようか、どうでしようか、そういう最近の諸情勢等と睨み合せまして、検査所の増設の必要があるかどうか、この程度で当分いいかどうかという点も伺つて置きます。それから今一つ、関係方面の検査はすべて関係方面でなされるのか、或いは関係方面の検査もこちらの検査所での程度までやつておる状況になつておるか、差支えなければそういう点も承りたいと思ひます。

○政府委員(三木行治君) 検査所の変遷でございす。これは御存じのように、或るときには福岡に行き、或るときには運輸省に属するといふような

変更を経まして、厚生省所管になつたのでございますが、厚生省所管になりましてから、検疫所の数が減つたといふことはございません。ただ引揚養護庁に所屬しております引揚者の検疫につきましては、若干減つております。これは御存じの通りでございます。向これらの検疫を外国の船舶についてもやるかというお尋ねでございますが、今日検疫に關する責任は司令部が持つておりますのでございまして、司令部からの開放によりまして、事実上日本政府に委ねられてゐるというのが現状でございます。従いまして外国の米國でありましようとも、その他の國でありましようとも、それらの船舶につきましては、日本側で自主検疫を実施いたしておるのであります。船舶、航空機につきましては、日本の空港、航空港に出入いたしますものは、日本側において実施してゐるという実情でございます。将来検疫所を増設する必要があるか否かという問題でございますが、これは外国貿易というか、船が出入いたします場合におきましては、必ず検疫を実施いたさなければならぬのでございまして、全国の各地から非常に熱心な要望があるものでございまして、私共もこれらの出入船舶の増加というふうなものに伴ひまして、当然それらの検疫所の増加が必要じやないか、例えて申しますならば、分室を設ける、或いは出張検疫をやつておるわけでございますが、これは当然或いは一つの検疫所の能力をいたしましては、だん／＼不可能に近くなつて参ります。将来増設の必要が必ず生ずるというように考へておる次第でございます。

○委員長(山下義信君) 本件につきましては、当院は予備審査でございまして、本日はこの程度に止めさせていただきます。審議は次回に譲りたいと存じますが、御異議ございませんでしやうか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山下義信君) 次は日程に従ひまして、社会保障制度に關する調査に關連いたしまして、厚生行政に關する御報告がございまして、深川委員の御要求によりまして、東京都の方に御足勞願ひまして、東京都の労働局長の林武一君、東京都民生局総務課長の三木和臣君、東京都民生局保護課長の泉弘君が出席されておりますから、御承知を願ひます。それで御質疑を願ひます。

○深川タマエ君 東京都の方々にはお忙しいところをわざわざお出かけ頂きまして誠に有難うございします。実は二、三日前に東京都の日雇人夫の組合の中の婦人部の代表が見えまして、東京地区から出身いたしておる私、深川タマエにいろいろな申出がございしたもので、一昨日厚生大臣及び厚生省の方々に願ひましたけれども、やはり直接具体的な立案は東京都の方々が行なつておる節も多うございしますので、今日わざわざお出かけ願つたわけでございますが、で四、五の質問をいたしますので、所管の方々からお答え願ひたいと思ひます。

第一番は、日雇人夫の婦人部の人たちの労働手帳を最近取上げつゝある

か、或いは最近取上げようという御計画を、民生局長さんが新聞に発表なさつたのでございします。で、大分恐慌を起しておるらしいでございます。あの始末は生活保護法で保護して呉れるのでありますけれども、御存じの通り生活保護法の金は大変僅かでございますので、それで生活は支え切れなから、どうぞ労働手帳を取上げないで、従前通りにして呉れというお願いでございます。

二番目は、簡易宿泊所でございまして、日雇人夫の人たちは家がなくて、やはり街頭で夜寝て通つてゐる人たちが、あるようでありますので、これについては深い説明を要しないと存じます。

三番目は電車賃の朝早い割引がどうでございします。日雇人夫は給料が少のうございします。尤も願ひの出かた存じますので、御配慮願ひたいと存じます。

第四番目は、託児所ですけれども、この炎天の中を子供を背負つて女の日雇人夫が戸外の労働に服するといふのは、なか／＼子供のために悪いので、何とか子供を預るところを作つて呉れといふのでございしますけれども、これは御参考までに申上げますけれども、只今までに全国を歩きましたときから、どこかの婦人団体からも言われまされたので、御存じの通り国家予算はなか／＼窮乏でございしますので、十分でないけれども、本当にしようといふ決心があつたならば、婦人団体の手でも託児所といふものは相当できるのではないかと、お寺とか、屋敷とか、家の広い家だつたら、子供を預かるだけで結構内職にもなるのだから、どうぞ

そういうふうな輪廻の役をなさつて頂くのも一つの方法かと考へております。

それから第五番目は、日雇人夫の失業保険金のことです。日雇人夫の方方は一日に三円ずつ納めておるものでございしますけれども、二ヶ月の間雇われて、二ヶ月間に三十二日間出勤して、その上で七日間仕事にあつたときに、初めて八日目から貰えることになつておるのだと申すのでありますけれども、実際は貰へた人は一人もありません。で、見ますと、毎日三円ずつ搾られ損になるといふのでありますので、実情はどういふ事情になつてゐるかといふことをお聞かせ願ひたいと存じます。もう一つは、生活保護法の金が今日の物価に比較いたしまして非常に輕少であります。もつと殖やして呉れ、こういう願ひでございしますが、どうぞよろしく御配慮を賜りたいと存じます。

○説明員(林武一君) 只今深川議員から御質疑がありました点につきまして、労働局に關係してありますことをお答え申上げます。

第一の日雇労働者の特に女子日雇労働者の手帳取上げの問題であります。が、詳細に申上げますと、昨年の四月東京府におきまして、失業対策事業の予算をとりまして當時は、二千六百人を以て充てたのであります。ところが五月、六月となりましたと、逐次失業者の数が増大いたします。一方、戦争によりまして、戦場の未亡人、或いは遠くシベリア地区等に御主人がおいでになつてお帰りにならぬといふところの御婦人、それの方々も生活が非常に困難いたしました。他の失業者と同様

な立場に立つて安定所に職を求める傾向が強くなつて参りまして、いわゆる職よこせ競争が六月以降逐次増大して参つたのであります。安定所といたしましては、勿論失業者に対しては、できるだけ職を与えるべく努力してゐるのであります。が、如何にいたしまして、経済界の事情は求職者の割合に求人が少い關係上、政府並びに各都道府県の持ち出しによりまして、この失業対策事業にこれを就勞させて参つたのであります。が、ただ失業対策事業に働きます条件といたしましては、飽くまで事業と銘打つて安本、承によりまして、この事業を行なつておきます關係から、労働力のある者と、同時に失業保険の受給者或いは生活保護法の適用を受けておるというふうな、政府による同一の同一補助、国費による同一の補助を受けてゐるものは排除して、そうしてこれを登録いたしまして働くような建前をとつて参つておるのであります。ただ東京の実情から行きますと、そうした前に申上げましたような未亡人、或いは働かざるが故に御婦人の働きたいといふ御希望に對しましては、これをどうするかといふことになりまして、安定所としてもなか／＼問題があるのであります。と申しますことは、そうした要請を持つ者を全部これを登録いたさせますと、月の間の稼働が非常に縮小いたします。生活も困窮いたしますので、できるだけ完全就労に近い線、一ヶ月間に日曜を除く他の日は全部働かせるという建前をとつて参りました關係から、安定所の窓口にお見えになる方々も働きたいといふ御希望を持つ方々の中からも、おのずと困窮

の度合の激しい人を登録して参るといふ実情になつてゐるのであります。當時の状況から行きますと、私共労働行政を預つておるものからいたしますと、当然生活保護法の適用によつて、そうして得べくば、子供を一人背中に負い手に一人連れてといふ方々にお出で頂くことは、ただ単に職業行政の面から見ただけに止まらず、受入れるところの事業局であるとか、或いは建設局であるとか、或いは清掃部等におきまして、前申上げましたように、事業と銘を打つておきます関係から、そうした背中一人おぶい、手に一人連れておるといふ方々は、いた／＼として、十分労働力を發揮して頂くことができたために、現場でもこれらの婦人労働者を拒否して参ります事例が非常に多いのであります。従つて安定期では、努めてこれらは生活保護法によつて吸収して頂きたいと念願して参つておるのであります。昨年の十月以降におきます実情は、民生事務所なり、或いは民生委員の許を訪れますと、いづれも働けだけの肉体を持つておるのだから安定期へいらつしやいというふうなことで、安定期へ参りまして、失業対策事業に登録を要望して参るのであります。そうした人達が大体におきまして、今日までに相当量の方が登録をいたしまして、そうして一方においては事業所からは体よく拒否され、一方においては都民の批判はラジオ或いは新聞の投票欄等を通じて、労働力の不足、足手まどいを持つところの見るに忍びない婦人労働者によつて行われる失業対策事業それ自体に対する批判の声も非常に強くなつて参つたのであり

ます。そこで労働局といたしましては、現在登録しておりますところの約三万八千人程の労働者の中から、生活保護法に廻りまして、一ヶ月間二十五日失業対策事業で働いて貰うところの約六千円の金と同程度のものの貰えるような方々については、これは一つ生活保護法の方に廻つて頂くという意味を以ちまして、民生局にも御協議申上げ、同時に五月に行われました全国知事会議の際におきまして、特に知事から厚生大臣にもお願いいたしまして、生活保護法は、いわゆる都道府県におきまして、その支出は義務支出でありますので、失業対策事業のよりな一定の枠に縛られておりませんので、この面に吸収して貰うというお願いをいたしまして、爾来今日まで、今日雇労働者の中から、くどいようではあります。この点は非常に重要で、すでに組合にもしば／＼申上げておるのであります。生活保護法に切換えられることによつて収入の低下を来さない程度の方、もう少し的確に申上げますならば、家族構成が大体四人から五人になる婦人労働者の方に、本人の希望を入れて、これを生活保護法に切換えようということ、都下十七の安定期で調査いたしました結果、労働力のにぶい六十一才以上の男子の方も含めて約二千八百人程を、現在民生局におきまして、家庭調査の上で引受け願いたいということをお願いしております。このことにつきましては、組合に対しては、五月二十三日輪番制実施の際にも、組合代表者六十三人程お集まり頂いた際にも、くどいように申上げております。第一は、先

程深川議員が御指摘になりましたように、生活保護法は、一人或いは二人といふふうな家族構成では、到底生活の営めない程度の極めて乏しい費用しか頂いておりませんので、勿論安定期に働くことを希望しておりますので、そういう方々の手帳取上げということはいたしません。前申上げましたような生活保護法の適用によつてこれらの費用と、安定期において働く費用とは同様の程度のもので、こちらに廻して頂くということを私共は考えまして、その面について民生局と協議をしております。それから簡易宿泊所につきましては、後援民生局の方からお答えを頂くいたしました。第三の電車賃の割引でありまして、この面につきましては、昨日実はお電話を頂きまして、直ちに交通局長にもお願い申上げたのであります。本日所用がありまして出席できませんので、私から御説明して欲しいということ、私代つて御説明申上げますが、電車賃の割引につきましては、すでに私は従来もしば／＼前大須賀交通局長にもこのことは要望して参つたのであります。ただ東京都の交通事業は、御案内のように、独立採算制を以て行われております関係上、若しこれを行いまする際の特別経済であります。普通経済から補填できるかどうかということが一点、それから京都市におきましては、すでに先般実行されておるようでありまして、登録手帳を提示して割引往復切符を貰うという方法について、すでに検討中のものであります。若しそれをを行います際に、京都或いは大阪

におきますると、その市電の乗務員は、車内勤務の車掌さんが二人ずつ乗つておるのであります。東京都電は乗換制を廃止して以来、一人で車内勤務をしております関係から、その面におきまして、そのオーヴァ労働になる面と、果して短時間の中に早朝割引の登録手帳を提示したことによつて割引の電車切符を発売することが果して可能かどうかというふうな面について、目下検討中であります。従つてこれについては何らかの形において実施して頂けるのではないかと、私共はそうした希望を持っております。それから託児所につきましては、民生局からお答え頂けると思ひますが、労働局の建前といたしましては、先程来お説にもありましたように、小雨決行という建前において、本日のごときも稼働しておるのであります。背中にも赤ちゃんをおんぶして、そうした着せるような満足な雨着も持ちません関係から、タオルで子供に頬かぶりをして、雨中働いておるといふふうなことを、子供の肉体に影響する面も非常に大きいことでもあります。更に又親御さんの身にとつて見ても堪え得られない精神的な苦痛とも考えられますので、特に私共の方から民生局の方にも何か御考慮願いたいということも申入れをいたしまして、便宜な措置といたしまして、テント張りの簡易託児所を設置することを民生局で考へ中のもので、現に二、三テントを拜借して実施しておる所もございます。託児所につきまして、私共は簡単に、これは寺なり或いは遊休建造物を利用してできるというふうな考へていたのであります。何か児童福祉法そ

の他によつて法律が改正せられまして以来は、非常に煩瑣な手続と、而も内容的にはいろいろと器具なり或いは施設なり、若しくはお働き頂きます保姆、或いは保姆を補助する方々の数等に非常なる制約がございまして、簡単にこれができ兼ねるという面も承わりました。深川の白河町の都のアパートを行なつております平田女史の託児所も、そうした面から当局の御認定が得られないで、大分資金等を集めていゝというふうな事例もございまして、簡単に行かない面が、私共非常に遺憾だと存じております。それから五番目の失業保険であります。失業保険につきましては、お説のように、毎日二百四十五円の賃金の中から三円ずつ掛金をいたしまして、働いた場合には失業保険手帳にスタンプを押捺いたしまして、それが二ヶ月間で三十二枚のスタンプが貼られますと、その次の月に継続五日、断続七日、これは従来そうでありましたが、今般改正されました。継続四日、断続六日失業いたしましたら、翌日から失業保険百四十円が頂ける仕組みになつておるのであります。これは東京都のよう、前段申上げましたように、やや完全就労に近い線を打ち出して、所では、いわゆる保険金の掛け捨てという非難も或いはあろうかと存じます。が、地方におきましては、すでに失業保険を貰える程度働かして欲しいという極めて素朴なる労働組合の要望等も出てゐるのであります。言葉を変えて申上げますならば、一ヶ月間十六日失業対策事業に働けない、十四日或いは十一日しか働けないために、これじや掛金をかけておりながら、失業保

險がまる／＼買えないというふうな現
状に追い込まれておりまして、今般家
議院として、この面について労働委員
会において御審議頂きまして、取敢え
ず、十四校、二ヶ月を通算二十八枚ス
タンが押捺できますれば頂けるとい
う仕組みに改正されるやに伺つており
ますので、都の実情から行きますと、
と、完全就労に近い関係上、仮りに失
業保険金を納めまして、それを支給
いたさないということ、これは保険給
済の建前から、そういう相互扶助の精
神に則つて止むを得ない措置であらう
と私共も考えております。

尚、第六の生活保護につきまして
は、民生局の三木総務課長からお答え
頂くこととして、私のお答えの点
は以上であります。

○委員長(山下善信君) 東京都民生局
の三木総務課長。

○説明員(三木和臣君) 民生局の総務
課長三木でございます。

私から申し上げますことは、第一の労
務手帳を取上げた場合の問題につきま
しては、只今林局長から申上げた通り
であります。その場合にただ一つ
民生局といたしまして申上げたいこと
は、結局先程お話がありました二千八
百人という人数を只今民生局の所管の
方へ持つて来られております。併しな
がらそれは直ちにこれを全部生活保護
法の範疇に当然受入れるというもので
はないのでありまして、その点は十分
御認識頂きたいと思ひます。と申上げ
るのは、この二千八百人の人達を一応
やはり生活保護法の枠内に入れるに資
格があるかどうかを調べなければなり
ません。それは先ず第一に扶養義務者
があるかどうかという扶養義務者の問

題と、それから資産があるか、現状の
生活を支えて行くだけの資力を持つて
おるかどうかといういわゆる資産調査
であります。この二つをいたしまし
て、実際それは現在住んでおるところ
の住居に行つてよく内情を調査いたし
まして、直ちに生活保護法にかけられ
た最低生活維持する程度を認定い
たしまして、これを生活保護法に
かけるといふ順序に相成るのであり
ます。この点につきましては、労働局
の方と私の方とは緊密な連絡をいたし
ておりますので、こういう方法で将来
参ると考えるわけですが。

それからその次の簡易宿泊所の問題
であります。これは歴史的な問題
をちよつと申上げなければなりません
のですが、現代は東京都営といたしま
しては、こういうことはやつておりま
せん。併しながら、すでに終戦後高橋
或いは新宿の旭町等のいわゆる細民ス
ラム街、あいつたところの日雇労働
者が蟻集してござりまして、それらを簡
易旅館組合という団体がありまして、
その団体がすでに簡易宿泊所というも
のを作りまして、そういう人達のため
にやつておるのであります。ところが
それは、当初はそれを建てたために民
生局の方といたしまして指導いたしま
して、資材或いはその他の援助をいた
しましてやつたのであります。が、御
承知のように今テント村という名前が
付いておるのが、それでござります。
ところがだん／＼日を経るに連れて、
あの商売が非常に繁昌いたしまして、
もう私共の方でそれを援助しなければ
ならぬという状態を離れたものであり
ますので、はつきりと区別いたしまし
た。現在テントを張つたような、見る

からにみじめそうな建物でやつてお
る。これをいわゆるテント宿泊所と申
しておりますが、これは現在も民生局
で面倒を見てやろう。併しながらもう
木賃宿より立派な上等の構えのなか
か立派なように見える建物が大部分殖
えておるのでありまして、これは御覽頂
けず、分るのであります。これはも
う民生局としては旅館として取扱つ
て、全部離してしまひました。そこで
簡易宿泊所のテントホテルというもの
を現在助成して参りたいと考えており
ますが、現実には助成金その他金を出し
てはまだ一度もやつておりません。そ
れから生活保護法の面で考える問題も
ありますけれども、これはまだそこま
で行つておりません。と申上げるの
は、もつとしなければならぬ仕事
が沢山あります。第一に、上野の地下道
或いは全都内に放浪しておるところの
浮浪者又は浮浪児、そういう人達の
問題を先決しなければなりませんし、
それから老人等のいわゆる收容所等
のことも考えなければなりません。そ
ういつたようなことが先になつており
まして、まだ簡易宿泊所まで手が延び
ておりません。併し将来予算が許せば、
この仕事は勿論やらなければならぬ
と考えております。

それから第四の託児所の問題につ
いて申上げますが、只今林局長からお話
がござりましたように、女の方が子供
をおんぶして、そうして非常な激しい
労働に服しておるというところは、これ
は確かに見るに忍びないものを持つて
おります。そこでこの託児所設置とい
うことについては、勿論我々も感じを
同じくしておつたのであります。同時
に昨年以来労働攻勢が非常にやかまし

くなつて、我々の方の労働局並びに民
生局の方に押かけて来て、非常なる要
望事項を持つて参りました中にも、早
く託児所を作つて呉れという要望がご
ざいまして、これは我々の方でまじめ
に取上げておつたのであります。つ
まり先程御質問にありましたように、
お寺とか、或いは既設の施設を使つて
云々ということではあります。これ
あるとなか／＼容易にできないのであ
ります。実は託児所設置の規則という
のは非常にやかましい規則でありまし
て、子供何人について保姆何人とい
うことになりまして、一ヶ所に何百万
という金がかかります。それで、到底
やつて行けませんので、たま／＼私
の方が農繁期の忙がしいときに、田
どき或いは刈入れどきに農村に簡易
巡回託児所というものを設置いたしま
して、それで農村にやつて来たのであ
ります。或いはテント張りとか、或い
は簡単な施設で、これは非常に喜ばれ
まして、農村から感謝されたのであり
ますが、これがいわゆる移動式保育所
というのであります。これをやつて
見たらいいのじやないかというふう
に考えておりました。今回約百ヶ所分
のテントを購入いたしました。これは今
予算を計上しております。まだ買つて
おりません。今度の補正予算に出して
おります。これが通りますと、百ヶ所
分のテントを用意いたします。これを
いわゆる豫安の附近の空地に設置す
る。或いは大量の稼ぎ場に持つて行
きまして、職場の附近において臨時に開
設する。いわゆる移動式テント保育所
というものを設置いたしましてやつた
ら非常に効果的ではないか。これなら
ばやかましい規則も要らないし、そし

て子供にはユニセフ、ララ物資等も心
配して頂くというふうな考えを持つて
おります。この託児所だけは今のと
ころ非常に明るい見通しを持つてい
次第であります。その点御了承願いま
す。

それから六番の、生活保護法の基準
が低過ぎるというふうなお話の御趣旨
と存じましたが、これは勿論この問題
につきましては、本省の厚生省の方で
十分御研究頂かなければならぬ問題で
あります。都といたしましては、これ
を上げる下げるという決定権はないわ
けであります。ただ、現状において、
現在の法律の制度のみにおいては、限
度の超過が認められております。いわ
ゆる限度超過の手續というものをいた
しまして、例えば病氣のふうな場合、
余計要するような、生活費が嵩むよう
な場合には、これは厚生大臣の認可を得
て超過して金を余計出してやるという
ことができる方法がただあるに過ぎな
いのであります。ただこの問題につ
きまして、ちよつと御参考までに申上げ
て置きたいのであります。私の方
で先般生計調査というものを要保護者
百二十五世帯につきましていたしまし
た。それは生計調査を厳密に書いて頂
くという方法をとりまして、三ヶ月間
の集計調査をいたしましたところが、
その結果が、仮に五人世帯のつまり未
亡人の家庭で、六十以上のお父さんと
子供三人という家庭を想像して頂きま
すと、それならば大体一人当たりが千五
百円くらいに一応なるのです。ところが
が現にその人達の生活の調査を見ます
と、千五百円だけで生活を完全に仕
終せたという人は極く稀なものであり
まして、多くの人は大部分千七百円か、

といたしましては、先ず食糧事情がよくなりましただけの外食が殖えて来たこと、それからサルファ剤が相当に利用されておるのをごさいまするが、そのために完全治癒に至らない、いわゆる潜在性の患者が歩き廻る、届出も聊か徹底していないというようなことがこの原因ではないかと私共考えてゐるのであります。

次に、子供が多いのではないかと、お話でございしますが、その通りでございまして、殊に死者におきましては、抵抗力の弱い子供が、一番多く相成つておられます。ただこの年齢別、性別の正確な統計は、只今統計調査部で作つておられますので、詳細なことはちよつと今暫くお待ちを願いたいと思ひます。で、この赤痢流行と食品との関係でございしますが、この点につきましましては、私共の一番留意をいたしておるところでございします。御存じのよう

に赤痢の感染というものは、直接であるか、間接であるか、とにかく糞便のかけらが口の中に入るといふことに由来するのでありますからして、赤痢対策としていたしましての食品衛生というものは、最も重視しなければならぬ。そこでこの食品衛生の全面的な強化を図りまして、更にこのインスベクション、インスペクターによりまして、十分に見廻りをさせておるのであります。たとえて申しますならば、飲食店等につきましては、点数を付け廻る。そして不良な成績でございするならば、場合によつてはこれが店舗を閉じて貰ふというような処置さへもとつてゐるのでございします。アイスキャンデーについても同様であります。アイスキャンデーは特にやかまし

くやつてゐるのでございまして、病原菌のあるようなものは当然に売り出さないようにいたしておられます。即ち製造の場合におきましては、なるべく手を使わないというように、機械類を使ひまして製造をする。従ひまして、その点につきましては十分にやつてゐるのでございします。ただこれを町に売出します場合に、相当に長時間にわたりますので、その際に細菌類に汚れる危険があるのでございまして、それがためには、いわゆる食品衛生監視員をして随時採取検査をさせるというやうなことをやつておるのであります。そういう次第でアイスキャンデーにつきましましては、更に一層の注意をいたしておる次第であります。

次に、衛生知識の普及という点でございしますが、これは勿論最も力を入れなければならぬ問題である。御存じのようによつて集団赤痢といふものは、本年の場合におきましては非常に多いのでございします。大部分が散在性に出ているといふことは、菌が相当にばらまかれておる。従ひまして、個人衛生の面におきましては大いに注意して頂かなければ、到底赤痢防退といふものはうまく行かないのであります。こういう点でラジオにつきましては勿論のこととでございしますが、その他保健所の普及課と申しまする衛生教育専門の課がございしますが、そういうところにおきまして、紙芝居でありますとか、或いは座談会というやうな形で、学校との連絡を密にしつつ徹底を図つておるといふのが現状でございします。で私共はいたしましても、それらの具体的な方策を実施いたしますのは、各府県の衛生部長であり、保健所長で

ございします。それらに對しましては、嚴重に通牒を發しますと共に、係官を今年度は主として関東地域でございしますが、その地域には係官を派遣いたしまして、現場を見、防疫対策の実施状況を見て、それらに適當な指示をし、又本省から応援にやるといふやうな措置を講じておる次第でございします。以上お答え申上げます。

○河崎ナツ君　よく分りました。今の中野馬場馬場の児童のあつたものは、あなたの方に分りになつていらつしやいますか。

○政府委員(三木行治君)　お手許の資料でございしますか。

○河崎ナツ君　いや、この資料は、群馬県はこの間まで八百八十人、死者百二十七名となつてゐます。前橋市の学校の子供たちの赤痢といふことは、大分先生方が表向きでなく……実は私選挙に行つておりましたら、随分学校の方では生徒がなつておりました、私達に急がしいのですといふやうなことがございしましたけれども、あれは学校の方はこの中に含めておるのでございします。

○政府委員(三木行治君)　只今御指摘になりました群馬県の小学校の赤痢対策につきましては、私共さうな報告にまだ接しておらないのでございします。

○河崎ナツ君　そうですか。

○政府委員(三木行治君)　ただ群馬県は御存じの今年の発症チフスの際にも非常によく防疫をやつたさうでございしますが、今度の赤痢の防疫につきましても、出張員の報告によりまして、疑わしい者は殆んど疑似者として届出させるといふことで、徹底的な対策を講

じておるといふことでございします。これらの発生数の報告は正確に聞いている等でございますから、それらにつきましまして、集団的な発生があるといふやうな報告がまだ来ておらないのかも分りません。早速取調べることにいたします。

○河崎ナツ君　或いは家庭的に扱つて、そしてその地域別に扱つて……学校の子供たちの生活も、糞便の關係からあつた集団生活に随分關係がございしますけれども、或いはどこ／＼の子供に発生したといふやうな取扱の中に含まれておるのかも知れませんが、そういう集団生活に關係のある場合です。

○中山善彦君　この頃は主要症状に注意して、退院の際に糞便の検査といふものは実施されておるのですか。

○政府委員(三木行治君)　これは退院をいたしました場合に菌検査を十分にやりまして、無菌状態になつたものを帰すといふことにはいたしておらず、その点は大丈夫だと思ひます。

○中山善彦君　そうすると、退院後はどうなさいますか。私共病院を管理しておつた時代は、例えば赤痢ならば、何回菌が陰性ならば退院させる、こういうことになつて退院させますけれども、退院後又検査させると陽性の場合がある、これはチフスにしても赤痢にしても皆同じですが……。

○政府委員(三木行治君)　退院の際には、主要症状が消退いたしましたしてから、二十四時間を隔てて二回乃至三回菌検査をやりまして、それが陰性である場合には退院を許可する、そして退院後月に二回くらい菌検査をやるやうにということを示したしております。

す。多分勵行せられておると思うのでございします。が、何しろ全国、全部につきましましては、私共資料を持つておりません。ただこの際申添えて置きたいと存じますことは、オレオマイシン又はクロロマイセチンをやる場合には、概ね二日くらいで主要症状が消退いたしましたして、概ね好成績を収めるのであります。が、この際には菌が消失いたしまして、實際にはその後の菌の検査は陰性になる、非常に好成績でございします。で、今年度以降にございします。オレオマイシン又はクロロマイセチンを使う、そして届出を勵行いたしますと共に、入院いたしますならば、オレオマイシン又はクロロマイセチンを使うことにいたしております。

○委員(山下義信君)　ちよつと私から伺いますが、食品監視關係のあなたの方の陣容はどういう状態ですか。

○政府委員(三木行治君)　大体におきまして、食品衛生監視員、乳肉衛生監視員の二つがございします。

○委員(山下義信君)　何人くらい……。

○政府委員(三木行治君)　その数は大体二千二百名と記憶いたしております。

○委員(山下義信君)　全国でございますか。

○政府委員(三木行治君)　さうでございします。

○委員(山下義信君)　本省の、この方の監督の事務官と言ひますか、専任の官吏は何人いるのですか、あなたの

方の……

○政府委員(三木 治君) 本省では、いわゆる検査施設の関係のもの、それから監督事務をやつておるものと、併せまして四十五名いたと存じます。

○委員長(山下義信君) 次は堂森委員から、医療分業の問題につきましての質問の通告がございますから、この際お願いいたします。

○堂森芳夫君 政府が、医療分業を積極的に取上げるに至つた動機、その点先ずお伺いしたい。

○政府委員(東郷太郎君) 現在の医療関係並びに薬事関係の法律が制定されたものであります。この医療分業の問題は、やはり医療制度調査会において先ず相当に慎重に審議せられたと記憶いたしております。それが法律が出ましたのが一昨年のことであつたのであります。その当時の情勢等を脱み合せて、現行の法律が最もその時代に合つたものであるという多数の御意見によつて、あのような形をとつたものと承知いたしております。ところがそれから約一年を経過いたしました昨年の七月に、アメリカの薬剤師協会の使節団が参りまして、そうして我が国の薬事制度全般についての視察をいたしまして、そうしてその結果をまとめて報告書が出されたのであります。その中にやはりいわゆる医療分業問題にも論及いたしてあります。その一節は次のような内容と存じます。それは法的及び教育的手段により医療を速かに分離せしめることによつて、医師は診療し、処方し、薬剤師は、医薬品を確保し、貯蔵し、医師の処方箋に基づき調剤、投薬する目的を達することというふうな項

目があつたのであります。これが突はるのたびいわゆる医療分業問題というものが取上げられるようになった端緒をなしたものと存じます。この報告に基きまして、昨年の秋であつたと思ひますが、サウス准将から厚生事務次官に對しまして、アメリカ薬剤師協会使節団の勧告もあつたのであるから、この際日本政府としても、この問題について十分に検討をするようにという示唆が、サジェスションがございましたので、厚生省におきましては、これに対する慎重な検討を加えるということについて、事務的に調査研究を進めておつたのであります。又一方国会におきましても、参議院、衆議院の両院の厚生委員会におかれまして、この問題について、特に御研究に相成つたことと思つております。その当時しばしば厚生当局に對しまして、これに對する所見等の御質問があつたのを記憶いたしております。本年の一月九日と存じますが、サウス准将から、三志会、即ち日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会の三つの会を以て組織いたしております三志会に對して、サウス准将から話があつたのであります。その時、医師、歯科医師並びに薬剤師は、専門の技能に對してのみ適正な報酬を受けるようにすべきである。その方法については、これらの三志会において十分協議して決定すべきで、この三志会自身の問題を、それ以外の他の、一般人と申しては言葉が不穩当であります。その他の人から影響をされるようなことになつてはよくない。この問題は飽くまでも三志会において決定すべき問題である。従つて准

將がその当時公務でアメリカに歸られる前に、この関係三団体、即ち三志会の代表者に對しまして、准將の東京歸任までに、次のような三つの点について協議することを要求せられたのであります。その第一は、原則として医療分業に賛成であるかどうかの意見をまとめること、第二は、医療分業に賛成な場合には、その実施方法に關する希望、又は意見を取りまとめること。第三は、その結果を待つて立法その他については厚生省の援助を求めること、こういう要求をして行かれたのであります。従つてこの問題は、厚生省が積極的にこれに向つて指示その他のことをするのではなくて、飽くまでも三志会の自発的、自主的の協議の結果に俟つて方向を付けるべきだということであつたのであります。従つてその当時國會等の御質問に對しまして、厚生省においては何ら積極的な態度はとらない。ただ資料その他についての要求があれば、これを提出し得るようしておるというふうな回答をしたことを記憶しております。サウス准將はその後二月七日に歸任せられまして、そのときに三志会の協議がまとまらなかつたという報告を、それらの会から受けられたのであります。併し尙この問題を円満に解決しようというつもりでありまして、みづからこの日本医師会と直接の話し合いを行うということを目指せられまして、二月二十七日に、日本医師会の役員を招いて、そうして一月九日に三志会に對してなされた談話を敷衍して、そうしてやはり医師は医療に薬剤師は薬業に専念すべきものであるという、その根本の觀念につい

て、これを詳細説明せられたのであります。それから尙三月二十九日には、日本医師会の役員を招いて、三月三十一日に開かれるべき日本医師会の代議員会においても、このサウス准將に對する回答を決定して欲しいということを示唆せられたのであります。その結果、四月三日になりまして、日本医師会の役員はサウス准將を訪問して、三月三十一日の代議員会で決定しました回答を示して、これについての意見を申上げたということでありまして、その決定と申しますのは、四項目から成つておりまして、一は、投薬は治療行為であり、治療は医師の全責任である。第二は、医師の売薬の投薬だと誤解せられる点は極力これを排除する。第三は、医師、薬剤師は協力してこの任意分業の法の精神を生かすべきである。第四は、日本人は無形の勞力に對して報酬を支拂う觀念が殆んどない。これを強力に教育して、診療技術料に對する新しい理解を与えなければならぬ。これが當時の回答であつたと存じます。これに對してサウス准將は、医師、歯科医師及び薬剤師は、それぞれ専門の医療又は調剤に専念することとして、その専門的知識、技能に對する適正な報酬を定めるために、診療報酬を改正するための特別の審議會を設けて検討したらどうかという提案がありまして、日本医師会はこの点に同意をしたのであります。越えて四月四日に、サウス准將は厚生大臣を招いて、この問題に關しては關係三団体の協議によつて纏まるという見込みがなくなつた。もう期待ができなくなつた。先ず審議會を設けて厚生省が事務当局として、この審議を進めるが

よからうという指示がありました。そうしてこの審議會を設けることについては、医師会においても同意しておる。そこで初めて厚生省は積極的にこの問題に關与いたすことになつたのであります。そして、そうしてそのサウス准將のお話の趣旨を諒いたしました。法律の根據によらない臨時的な審議會を設置する案を作つたのであります。そうしてその案を作りましてこれを四月の十七日に関係の三団体の代表者に示しまして、厚生事務次官から案の内容を説明して、そうしてこれに對する三団体の意見の回答を求めておつたのであります。その後四月十八日に、日本医師会からは文書を以て厚生省案に對する意見が出されてあるのであります。これからは後はいろ／＼と日本医師会側といたしましては、医師会雑誌の臨時第一号といふものによつて示されたようなこと、或いはこれに對する厚生省の態度といふものは、医師会雑誌臨時第二号の内容に示されておりますが、不幸にして両者の間に相当意見の食い違い等がありまして、長い間の審議會の案が具体化せずにおつたのであります。その間厚生省といつたしましても、或いは日本医師会と、或いは關係方面のために努力をいたしました。遂に五月二十六日に、いわゆるサウス准將の公開状なるものが厚生大臣宛に送られて参りましたのであります。併しなから当時厚生大臣におかれましては、この公開状は今直ちにこれを日本医師会等に送付するよりも、その趣旨に副うように何らかの解決の途があるのではなからうかという慎重な考慮の下

に、これを公開状を公開することなく、その間医師会、歯科医師会、薬剤師協会等の折衝に努めたのでありまして、そして六月二十一日でありまして、厚生大臣と日本医師会の会長、副会長との会見があり、結局六月二十四日になりました。ほぼこの臨時の審議会、即ち現在では臨時診療報酬調査会並びに臨時医薬制度調査会という二つの調査会になっておりますが、この両調査会を作ること、並びにその委員の割振り等については一応の話し合いも付きました。そしてその方向に進むようになつたのでございますが、その後七月の八日になりました。サマス准将の手許から、この林厚生大臣宛の公開状の写しを各調査会に送達せられた。そしてこれを各調査会にまで周知方を要求せられたというふうな結果になつて、日本医師会、歯科医師会、薬剤師会という不幸な結果にまでなつて遅れてはおりますが、当初指示をせられた線に従つて今日でき上りつつあるものであります。八月七日にはこれらの調査会が開かれるという段取りになつておる次第であります。

○堂森芳夫君 東政府委員の御説明を私聞いておりますと、政府の医薬強制分業の問題の取上げ方が、非常に医師会或いは薬剤師会というふうな団体の調整というところに根拠が置かれておつて、非常に民間に大きな関係のある重大な問題が、非常に両団体の問題のみの調整ですかね、何かそういうふうな話し合いのみに、そういう方向に持つて行かれて、問題の本質から外れたような点があるのじやないかというふうな思ふのです。それからサマス准将の

そうした覚書というふうなものが、果してこれがオーダーなるものであつて、政府はこれに飽くまでも従わなければならぬというふうな点についてお尋ねしたい。

○政府委員(東龍太郎君) 確かに今の説明をお聞きになりますと、厚生省はこれらの三志会の間を調停するのみに全力を注いでおつた御印象のあることは御尤もであります。若しこれらの三団体がそれ／＼の業権、業権と申しますか、自分たちの業権の維持ということのみ専念するような団体であるといふたしますならば、それらの三志会の間の調停をすることは、国民大衆の利害を眼中に置かない甚だ消極的な態度という御批判を仰いでも仕方がないと思ひます。併しながら少くとも今新らしくでき上つております医師会、歯科医師会、薬剤師会が、さういふものであつてはならないし、又さうでないように新らしくできた団体でありますので、これらの団体が十分な話し合いによつて、さうしてまとまつた意見を得られるというところは、そのことはまあ医療を受ける側と申しますか、一般の国民の福祉、利益を無視したようなこと、或いはそれとは関係のないようなことをやる筈がない、そういうことをやつてはならぬことであるから、当然それはそれに大きな繋がりを持つておるという自覚の下に行われるものといふ前提で以て、三志会の間の調停のよるな形をとつて来たのであります。即ち厚生省といつたしましては、輿論の帰趨を知る一つのと申しますか、最も大きな方便として、これらの三志会の円満なる協調を期待したわけでありまして、それからその間に出来ております

す。サマス准将からのいろいろの文書は、これは飽くまでも全部が勧告であり、或いは場合によれば指示という言葉が使われておりますし、或いは示唆といふことでもありまして、最後の手紙が誤して公開状という名前になつておりますが、それに盛られておりますことは、要するにサマス准将の偽りなき心境を率直に披瀝せられたものであります。従つて私はこれを正式にどういふふうな形の文書であるかといふことは、私としてはお答え申上げかねるものであります。P.H.W.の責任者が然るべしと思ふ指示をそれ／＼の団体並びに厚生省に与えて呉れておつたということに御了解願ひたいのであります。

○堂森芳夫君 診療報酬協議会でございますか、調査会というものは、さつきも東政府委員は法的根拠のないものであるが、さういふものに諮問をする、こゝういふ御意見であります。この点僕は非常に重大な問題だと思ふのです。それは国会というものがあつたに拘わらず、法の根拠のない、さうした機関でいふ／＼意見をまとめるということに對して、国会といふものを非常に無視した態度だといふふうな考へるのではありませんが、政府としてはどう考へられますか。

○政府委員(東龍太郎君) 臨時的なものといたしました唯一の理由は、この審議を速かにやらなければならぬという、ただ時間的に取急いだといふことだけであります。言葉を換へますれば、曾て三年前に日本医療団の施設を処理するといふことのために医療制度審議会というものを、当時医薬制度調査会という法的機関があるに拘わらず、臨時なものを作つてしまつたのと同じ考へでありまして、それ以外に全く他意のないものでございます。尙国会との関係につきましては、言うまでもなくこの問題が立法上の、或いは法律の改正その他に及ぶものでありますならば、当然これは国会の審議を経る段取りとなるものであります。飽くまでもこれは時間的に急いで、さうしてこれらの調査の結果を見出したといふだけで、それ以外の他意がないことだけを重ねて申上げて置きます。

○堂森芳夫君 それでは先般黒川厚生大臣が、七月八日でしたか、新聞記者団に對しまして、医薬分業に關しましては厚生省は委員会を作つて、その委員会の答申によつて態度を決定するといふようなことを発表しておられたと思ふのです。それから先般二十四日の日に本会議でこれはもう時間もございませぬから答弁が非常に曖昧だつたのですが、厚生省としてやはり根本的な態度があるべきだと思ふのです。こゝうした重大問題に對して、たださういふ答申の如何によつて態度を決めて行くといふことではなしに、一応根本的な態度といふものが持たれるべきじやないか、さういふ根本的な態度に對する考へをお伺ひしたいと思ふのです。決定的なものでなくともすね。

○政府委員(東龍太郎君) 厚生大臣の新聞記者に對する談話のことは、私も新聞で読んで知つておる程度であります。が、とにかく今お話にありました通り、厚生省といつたしましては、こゝうしたい、或いはこゝうすべきだといふふうな態度を示してもおりませんし、私の知つております限り、まださういふものは持つていないと存じます。勿論個人としてはいろいろの考へを持つておりますが、それを厚生省全体として十分に検討をして、さうして厚生省としては、こゝういふ途を行くべきだといふふうな態度、それを大臣が厚生省の一つの態度として表明されるようなことは私はまだないと存じております。と申しますのは、この問題はもう御承知の通り長年の歴史があつて今まで来ておる。その状態の示してあります通り、いろいろ／＼な見方があり、又いろいろな考へ方があるものであります。又これによつて影響するところは極めて大きいものであります。厚生省としてはいよいよ官僚の頭、腹だけで右左といふふうには決まらるべき問題じやないと存じます。で今頃のごとき調査会の意見に十分に則つて、さうしてその方向に進めて行くというやり方が厚生省としては唯一のとりべき途ではないかと思ふのであります。私は厚生省が持つていたところの、こゝういふ考へを持つていないことが、この問題の解決に一番いい結果をもたらすのではないかと存じております。これは決して言ひではないのであります。こゝうと、この問題は又一方から申しますと、先程お話の通り三志会の間の調停のみをやつて、さうして一般大衆の声を聞いていないじやないかといふ非難を私は甘んじて受けるつもりでおるくらいでございます。従つて今度の両調査会におきましては、それ／＼その調査会の性質に基いてはおりますが、それ／＼のいよいよこの問題の当面の当事者のみならず、広く一般の輿論

の声を聞き得るような委員の構成にいたしておるくらいでありまして、私といたしましては、厚生省のはつきりした腹をせしめと仰せられまして、私はそれを申上げるだけのものを持つておりません。

○堂森芳夫君 この問題はいろいろと突込んでお伺いしたのでありますけれども、影響するところも多いというふうなことを考えまして、厚生省の医療分業に対する根本的な態度というふうなものがどこにあるかということ、これ以上追及せずに置きたい、こう思います。

○委員長(山下義信君) 一応この程度でよろしうございますか。

○藤森眞治君 只今の法的根拠によらない調査会ができて、それと医療制度審議会との関係でございますね、成る程今お話のように、前に医療団の場合には非常に急いだというお話でございましたが、この医療分業の問題につきましては、急ぐ面がありまして、又これ必ずしも急がなきゃならんというわけではないということも考えられる、殊に現在のこの医療法或いは薬事法も医療制度審議会の答申に基いて立案されたものと承知しておりますが、そうしますと、当然これは医療制度審議会におかけになるのが当然だ、なぜそこにそういうふうな便法をおとりになりましたかということをお伺いいたします。

○政府委員(東龍太郎君) 実は私先程御説明のお言葉が足りませんでした。調査会が、確か半年前だったかと存じますが、消滅したのでございます。それで現在法的根拠を持つ医療に関する調査会が一つもないのでございまして、若しもそれが現存いたしておりますならば、恐らくそれによつたものと存じます。今おっしゃる通り、そのことは医師会の方からそういう御意思の表明がございました。もと／＼医療制度調査会において慎重審議の結果作つた現在の医療法、医師法並びに薬事法であるのだから、その会においてこれを再検討するならば、それでやらせるべきじゃないかというお話もございしましたが、あいにその会が目下もうございせんので、新しく官制による法的根拠を持つものを作りますのを待つてないで、これを作りましたが、但しこの二つの調査会のうちの医療制度に関する調査会の方のメンバー構成は、元の官制による医療制度調査会のメンバーのことを十分考慮に入れて、そうして選ばれたことと存じます。

○委員長(山下義信君) ちよつと私から伺いますが、そうすると、先程の御答弁を聞いておきますと、この二つの調査会は今法的根拠がないのですか。政令によらないのですか。その点をどうぞ。

○政府委員(東龍太郎君) 今の御質問の通りでございます。政令によつておりません。

○委員長(山下義信君) そうすると、先程堂森委員の質問のように、本会議の答弁で大臣は、この調査会の答申の結果によつて厚生省の意見も決めるのだというふうなことも言つておる。そういうふうな調査会の性格を考へていふならば、法的根拠がない調査会というものと、その間の関係は非常に重大になると思ふ。そうすると、苟くも厚生大臣が重大な問題について諮問して、その結果の意見によつて重大問題

が左右されるというような期待をかけると調査会ならば、これは当然確かな行政組織によつて、少くとも政令による審議会、調査会というものを作らなければならぬのであつて、そういう任務を持つており、そういう重大な性格を期待しておられるならば、何ら政令にも法的根拠によつておられない調査会を以て、その私的な調査会の結果によつて、この問題についての所信を定めるのだというところを国会に答弁するといふことは、これは非常に重大な問題だと考へるのですが、その点何か厚生省に今ここで答えるだけのことがあります。なれば、この問題は次回に譲りまして、十分検討したいと思ひますが、如何でございませうか。

○委員長(山下義信君) 御異議ございませぬければ、午前中はこれで休憩いたしまして……。

○河崎ナツ君 丁度医務局長さんが見えなくなつておりますから、一こと看護婦さんのことにつきましてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(東龍太郎君) 前に看護婦さんのことについていろいろ審議して、あの看護婦さんの法を私共作つたものといたしまして、今度いよいよ何か資格試験的なあつたという問題にぶつかつて、十一万の看護婦さんが、実は地方へ参りますと、とても心配して、仕事をしながらもその試験をどうして通るか、あの人たちは今一方で仕事をしておる、二交替制、三交替も欲しいけれども、なか／＼予算もできないしというわけで、十分一杯仕事をいたしておりますが、今具体的なその問題にぶつかつておりますが、厚生省の方では、あの人達のその問題を

どういう方法で、法の通りにおやりになりますか。それとも仕事をもちながらやつておる人たちに、何かいい便法を考へて上げて頂けますか。その辺のことを一つ医務局長さんから伺ひして頂きたいと思ひます。

○政府委員(東龍太郎君) 九月一日から新しくなりますあの制度に従つての甲種看護婦の試験につきましては、目下のところは、あの法律通り行つ準備をいたしております。向これについての看護婦の方々の持つておる悩み或いは困難といふことにつきましては、私共の方でも各方面から随分陳情その他を承つております。それについて、将来これに対して何らか考慮の途があるかという御質問であれば、私も十分これを考へたいと存じておりますが、ただこの九月に迫つたあの試験について、今それをどうするといふことは、これは考へておりません。一顧あの九月の試験は、只今そのまゝ行いたい、一方それを受ける人の悩み、困難を知りつつもそのまゝ行つていふのが現在の私共の方の考へ方でございます。

○井上なつ子君 ちよつとそれに関連して……、只今河崎委員から看護婦の問題について御質問頂きまして、私も非常に意を強うするものであります。が、実は前の国会で沢山請願、陳情を出しまして、お願いしたのでございまして、前の国会では、保健婦助産婦看護婦法の一部改正の問題は大き過ぎるというので、この委員会におきましては、保留、研究をいたすことになつたのでございまして、これは皆御承知の通りであります。厚生省におかれましては、この問題につきましても非常に御関心をお持ち下されて、保健婦

助産婦看護婦法の一部改正に対する委員会を作つて研究をするというふうなお話でございましたが、その委員会の設置状況はどういうふうになつていまいしうか。それを一つ承わりたいのでございまして。

それから最近大変いろいろと看護婦さんの間で不安がございまして、実は私は昨日も会合を持ちましたのでございまして、再教育の費用が、やはり絶対に厚生省の費用が少いで、これをもうと増額して欲しいという声も沢山ございまして、それと同時に何でもこの十月に行われます国家試験の結果、この試験に合格いたしました者は、厚生省において任用されますときに、任用の基準が一級上げられますと、私共二十年、三十年の看護に關する技術を持つております者が、たとえ国家試験に通つても、一級下になるといふようなデマが世間に飛んでおりますので、一応厚生省としては、看護を技術とお思ひになつておりますか。その点をどうお考へになつておりますのでしうか、その点をちよつと……。

○政府委員(東龍太郎君) 甚だ不甲斐ない話であります。が、助産婦、看護婦、保健婦の問題につきましては、恐らく私よりも委員の方の方がお詳しいのじゃないかと思ひますので、お答えに耐えないだらうといふことを予想いたします。今のこの法律の改正に關する委員会の点につきましては、私はまだそれが具体的に進んでおるとは聞いておりません。

それから今の一級上になる云々のことも、これも実は私の耳に正式には入つておりませんが、井上さんがお聞き

になつたのなら、悉く間違ひない
ことと存じますが、そういうことが非
常に矛盾であるというのであります
ば、十分それを検討するに吝かでない
のでございます。

○河崎ナツ君 井上委員は直接にそう
いう団体の方と繋がつて、いろいろ御
苦心になつていらつしやるお立場か
ら、今のうちに御心配になつて、本
当に私共ははたから見ても心打たれ
ておりますが、私共は別な立場から、
ああいう看護婦さんの方々は本
当に自力で、本當に今日の日本の女
の人の力で、自分の力で働いてお
ります。数少しい日本の女の人の中
ではやはり雄々しい勤労婦人の一
部であります。そういふ人達の問
題につきましては、私達は本當に
看過できないと思つておるもので
あります。十一万のこの多数の人
達につきましては、差迫つておる
十月に、ただ規則通りに行つても
だといふところにも置かないで、
是非やつて頂きたいと思つて
います。これは実は前の国会にお
いても随分諒顧も出ておりました
し、その前からも大分問題になつ
ておりますので、これは至急、若
しも厚生省がお考えにならなけ
れば、私たちが押しかけて、是非
しつかりやつて下さいと申し上げ
たい。うな問題でありますので、
局長さんのお誠意あるお立場から、
何とか一つお考え下さいますよう
に、いづれ具体的なことにつきま
しては、局に當つておられます
井上さんはいろ／＼お考えだろ
うと思つてありますが、横から私
たちも、同じく自分の力で立つて
おります。婦人に繋がつておる私
共といたしまして、このことを是非
申上げたいと思つて、ます。

○政府委員(東龍太郎君) 先程の井上委員の御質問にも十分にお答えをしていないと思いますが、看護婦の身分若くは看護婦というものが医療の面を持つておる重要性ということについては、私共も十分承知いたしておるつもりです。

は、私共も十分承知いたしては居るに
りであります。又医務局の局の構成を
御覽頂きますしても、看護課、而もそれ
は歯科衛生課と同時に一課になつてお
ります。医師、歯科医師と並び称せら
れておりました歯科の方々が、長年期
待して実現いたしました歯科衛生
生課が独立いたしましたと同時に、
看護課が一括して独立いたしました
すし、又現在の陣容を御覽頂きます
も、これは甚だ歯科には申訳ないの
でございますが、看護課の陣容は歯科衛
生課の陣容を遙かに凌ぐ人的並びに予
算的背景を持つてのお次第でございま
して、尤も看護課の身分に属しておら
れます方々の数の方が、歯科医師に比
べますと、数倍多いのでございますか
ら、それから申すと、当然と申せまし
ようが、私共の医務局の考えといたし
ましては、有力な課の一つであります
し、尚併しながら大部分がこの看護
婦、助産婦若しくは保健婦等の、いわ
ゆるか弱き女性の方々によつて運営さ
れておりますので、その意味におきま
しては、私も十分に目をかけて行きた
いつもりでおります。

○藤原道子君　ほんのちよつとですか
ら……。この間この問題については、
くどい程医務局長にお伺いしたのでご
ざいますから、今日河崎、井上委員か
らもこの問題についてはお話がござい
ましたので、尙くどく申上げる意思は
ございませんが、ただ一つ、今医務局
長は将来の問題についてならば考えて

おるといふお言葉があつたのでござい
ます。それに附加しまして、将来のこ
とをお考え下さいますならば、その
考えの中には非とも乙種、甲種の二本
建は廃止する、そうして既得権者に対
しての身分は保障するというような方

向で二つ進んで頂きたいということ
を、一つ強く要望して置きたいと思
います。

それから今一つは、この教職員組合
でも大変騒いでおるのでありますが、
予備教育、補充教育ですが、これに対
しての費用でございませう。予算は厚
生省では現在どのくらい持つておられ
るかということを先ず伺いたい。どう
も教員組合の人に比べて、大変看護婦
さんの補充教育の額が少な過ぎると思
いますので、その点ちよつと参考まで
にお聞きしたいと思います。

○政府委員(東龍太郎君) 第一の要望
は要望として十分頭に入れて置きま
す。それから第二の費用の問題であり
ます。これは数字は記憶いたしており
ません。併しながら非常に少いことは
事実であります。厚生省は最初から夫
して少く要求しておるのではないので
ありますが、相当の額は要求いたしま
するが、いつも財務當局との折衝の結
果、こちらの期待が裏切られる結果に
なるのであります、この点につきま
しては、来年度の要求につきまして
は、改めてむしろ国会の厚生委員の御
援助、御支援を願わなければならな
いと存じます。

○委員長(山下義信君) 暫時休憩いた
します。午後は一時半から続行いたし
ます。

向、医薬分業に関しましての問題は
全部明日厚生大臣を招致して説明を求

めることにいたします。御了承願います。休憩いたします。

午後二時開會

○委員長(山下義信君) 午前に引続いて只今より再開いたします。請願及び陳情を審査いたします。速記を止めて下さい。

午後二時一分速記中止

午後五時二十分速記開始

○委員長（山下義信君）速記を始め
て……。

本日はこの程度にて散会いたします。

午後五時二十一分散会
出席者は左の通り。

委員長
理事
山下 義信君

小杉 繁安君
井上なつゑ君

委員 有馬 英二

池田七郎兵衛
大谷 瑩潤

中山 壽彦
河崎 ナツ子

堂森 芳夫
藤原 道子

常岡 一郎
藤森 眞治

深川タマエ
松原一彦

政府委員
厚生政務次官 平澤 長吉

厚生省公衆衛生局長 三木 行治

厚生省社会
局保護課長
小山進次郎君

東京都労働局長	林 武一君
東京都民生 局総務課長	三木 和臣君

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託されました。

山口県大津援護館改築に関する
請願(第一六三号)

二、国立徳島療養所医師の増員等に関する請願(第二一〇号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二二三号)(第二二

二、(二号)

一、医薬分業制度確立に関する請願

(第二九號)(第二六〇號)(第三七二號)

一、日南海岸一帯を国立公園に指定の請願(第二七五号)

一、福島県藤田町に二町六箇村組合立隔離病舎設置の請願（第三）

六号)
一、未復員者給与法第三条改正等

関する請願(第三〇七号)(第九八号)。

一、日本医療団清算剰余金を都道府県立病院整備費に配分交付等

請願(第三三九号)

願(第三四一號)

地帯を国立公園に指定の請
(第三四二号)

一、国民健康保険制度改善に關す
請願(第三五一号)

一、国立栃木病院敷地買上げに關する請願(第三七七号)

(第四〇一號)

一、児童福祉法中一部改正に関する請願(第四〇七號)

一、母子福祉対策強化に関する請願(第四〇八號)

一、覚せい剤販売禁止および製造取締強化に関する請願(第四一〇號)

一、社会福祉事業の強化拡充に関する請願(第四二〇號)

一、温泉法中一部改正に関する請願(第四三三號)

一、外地引揚齒科医師に国内歯科医師免許特例制定の請願(第四五二號)

一、外地引揚齒科医師に国内内科医師免許の請願(第四五三號)

一、近畿地区結核コロニー建設に関する請願(第四五四號)

一、医療分業制度確立に関する陳情(第一九號)

第一六三號 昭和二十五年七月十五日受理

山口県大津援護館改築に関する請願 請願者 山口県知事 田中龍夫外 五百一名

紹介議員 中川 以良君

山口県下大津郡仙崎町所在の山口県大津援護館は、県直営の引揚者等生活困難者收容施設であるが、急造バラック式建物である上に日本海に面した強風地帯にあるので、建物の腐朽荒廃はなほ甚しく、ことに昨年のデラ、キティ両台風によつて建物の命数は極度に短縮され、このまま收容施設として宿所提供事業を継続することは極めて危険であるから、全額国庫負担により当館をすみやかに改築せられたいとの請願

願。

第二二〇號 昭和二十五年七月十七日受理

国立徳島療養所医師の増員等に関する請願 請願者 徳島県麻植郡西尾村国立徳島療養所内 佐藤修外 五百六十四名

紹介議員 紅霞みつ君

定員法によれば国立療養所においては患者三十名に対して医師一名となつてゐるが、国立徳島療養所は、五百余名の患者に対し、わずか七名の医師しかおらず、患者七十二名に対して医師一名という悲惨な実情であるから、医師の定員を増加するとともに国立療養所に勤務する医師の待遇を改善せられたい。なお入院患者で恩給一時金を受けたる者に対しても未復員者給与法を適用するよう善処せられたいとの請願。

第二一三號 昭和二十五年七月十七日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願 請願者 東京都千代田区三年町一日本遺族厚生連盟内 佐藤信外三十三名

紹介議員 藤原 道子君

戦争犠牲者遺族の援護強化に関して、第五国会において両院で決議されたことは遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦没者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、(三)遺族の就職あつせん、

(四)授産所、母子寮、保育所の増設、(五)遺族女子女に対する育英資金制度の活用、(六)生業資金制度の拡充等遺族援護の厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第二二三號 昭和二十五年七月十七日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願 請願者 山口市八幡馬場一九 吉富幸助外六百七十五名

紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第二一三號と同じである。

第二二三號 昭和二十五年七月十七日受理

医療分業制度確立に関する請願 請願者 群馬県利根郡水上町小日向 木村義一外二百四十七名

紹介議員 草葉 隆圓君

医療分業制度は、医師、薬剤師の責任分野を明らかにし、医療の合理化を図り、年額八百六十億円に達する医療費の軽減合理化を図るものであるから、本制度の確立を促進せられたいとの請願。

第二六〇號 昭和二十五年七月十八日受理

医療分業制度確立に関する請願(一通) 請願者 大阪市港区夕風町一ノ四 〇 三原良夫外一名

紹介議員 草葉 隆圓君

医療分業制度は、医師、薬剤師の責任分野を明確にし、医療の合理化と、毎年多額に上る医療費の軽減を図るものであるから、すみやかに本制度の実施を促進せられたいとの請願。

第三七一號 昭和二十五年七月二十一日受理

医療分業制度確立に関する請願(五百通) 請願者 愛知県豊川市牛久保町常盤三八 天野伴三郎外四百九十九名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は第二二九號と同じである。

のであるから、すみやかに本制度の実施を促進せられたいとの請願。

第二七五號 昭和二十五年七月十九日受理

日南海岸一帯を国立公園に指定の請願 請願者 宮崎県日南市役所内南海岸国立公園期成同盟会内 中村龍夫外二十名

紹介議員 三輪 貞治君

日向南端の延長九十キロの海岸地帯は、青島を始めとして、熱帯動物がせいに息繁茂し、幾多の観光資源に富み、日南市を中心として文化産業は開発され、宮崎市よりの交通も至便で、一帯千里の海岸線は海陸共に雄大な最適の観光地帯であるから、日南海岸一帯を国立公園に指定せられたいとの請願。

第三〇六號 昭和二十五年七月二十日受理

福島県藤田町に二町六箇村組合立隔離病舎設置の請願 請願者 福島県伊達郡藤田町長 東海林忠太郎外七名

紹介議員 石原幹市郎君

福島県伊達郡藤田町を中心とする二町六箇村は、人口三万余の一ブロックであるが、ブロック内に伝染病隔離病舎がないため、十数年前から組合立の理想病舎設置を決議し、当局に申請しているにもかかわらず、当局の認証がないため未だに実現に至っていない。しかるに本年四月以来当ブロック内に赤痢、腸チフス等の患者が多数発生し、今後の続発も予想されているが、患者を福島市の病院に委託するため、経済的負担に各町村とも悩んでいるから、本ブロックの組合立隔離病舎設置がすみやかに実現するよう善処せられたいとの請願。

第三〇七號 昭和二十五年七月二十日受理

未復員者給与法第三條改正等に関する請願 請願者 島根県松江市片原町七三 関敏雄

紹介議員 櫻内 義雄君

未復員者の家族は、生活の主柱ともいふべき者が抑留されているため、その生活は貧困を極めていっているから、(一)未復員者給与法第三條の俸給月額三百円を三千円に増額すること、(二)未復員者全部に特別未帰還者給与法を適用すること、(三)戦争遺族に対し一件八万円の遺族補償を支給すること等関係法令を改正せられたいとの請願。

第四九八號 昭和二十五年七月二十二日受理

未復員者給与法第三條改正等に関する請願 請願者 山口市山口県庁内 山口県在外同胞引揚促進協議会内 清水為吉

山口県は、人口三万余の一ブロックであるが、ブロック内に伝染病隔離病舎がないため、十数年前から組合立の理想病舎設置を決議し、当局に申請しているにもかかわらず、当局の認証がないため未だに実現に至っていない。しかるに本年四月以来当ブロック内に赤痢、腸チフス等の患者が多数発生し、今後の続発も予想されているが、患者を福島市の病院に委託するため、経済的負担に各町村とも悩んでいるから、本ブロックの組合立隔離病舎設置がすみやかに実現するよう善処せられたいとの請願。

紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同
じである。

第三三九号 昭和二十五年七月二
十日受理

日本医療団清算剰余金を都道府県立病
院整備費に配分交付等の請願
請願者 岩手県議会議長 村上順
平

紹介議員 川村 松助君

日本医療団の解散による清算は順調に
進み、目下剰余金として認められるも
のは約三億五千万円に達する由である
が、右剰余金を医療団の解散に伴う施
設の処理方針が都道府県営に移管する
ことを主眼としている趣旨からして
も、これを国庫に帰属させないで、移
管施設の整備費として配分交付され
る、同時に施設の完備充実のため国庫
補助をせられたいとの請願。

第三四一号 昭和二十五年七月二
十日受理

三陸海岸を国立公園に指定の請願
請願者 岩手県議会議長 村上順
平 外一名

紹介議員 川村 松助君

三陸海岸は、リアス式沈降海岸として
本邦最大の規模を有するばかりでな
く、その北部に発達する海岸段丘と相
まつて、極めて豪壯、雄大な原始景
観は、実に日本の海岸風景地として代
表的なものである。しかも沿岸は良港
に富み、各種産業が発達し、交通の利
便が確保されているから、候補地三陸
海岸を国立公園に指定せられたいとの
請願。

第三四二号 昭和二十五年七月二
十日受理

岩手山、八幡平一帯の山岳高原地帯を
国立公園に指定の請願
請願者 岩手県議会議長 村上順
平 外一名

紹介議員 川村 松助君

奥羽の秘境八幡平を中心として岩手
山、田沢湖を含む広大な山岳高原地帯
は、本邦まれにみるアスピーデ火山の
い集地たる八幡平高原をはじめ、各種
形態の火山および湖沼、温泉、樹海、
けい谷、温泉等の外に各種の火山地形
を包含し極めて変化に富み、かつ豪壯
雄大な原始景観を有する一大仙境であ
る。しかして本地域は、日光、磐梯吾
妻、松島、三陸海岸、十和田湖を結び
北海道に延びる北日本観光幹線にあ
り更に本地域の九十五パーセント以上
が国有地である等国立公園たる資格を
充分具備しているから、岩手山、八幡
平を含む一連の山岳高原地帯をすみや
かに国立公園に指定せられたいとの請
願。

第三五一号 昭和二十五年七月二
十日受理

国民健康保険制度改善に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上順
平

紹介議員 川村 松助君

国民健康保険制度は、受診率の増加に
かかわらず保険料の収納が満足に行わ
れず、その経営は困難を極めていた
り、(一)現行任意設立制を強制設立
および強制加入制に改めると、(二)医
療監査その他の事務費および結核性疾
患に対する給付費を全額国庫負担とし
ること、(三)都道府県の組合指導費お

よび指導職員に要する経費を大幅に増
額すること等の改善策を講ぜられたい
との請願。

第三七七号 昭和二十五年七月二
十日受理

国立栃木病院敷地買上げに関する請願
請願者 栃木県宇都宮市鉄炮町
三、二三四 内山馨外二
十名

紹介議員 植竹 春彦君

国立栃木病院の総面積四万二千九百
七十八坪の中一万六千九百七十一坪は
私有地であるが、経済界の変動と食糧
の不足で所有者の生活苦は日を追って
増大してきたので、地代の値上げを交
渉した結果、ようやくわずかな値上げ
を見るに至ったが、現在なお生産過
剩、金詰り、購買力減退等に加えて不
動産に対する課税が相当重くなる由で
ありこれ以上の負担は不可能であるか
ら、これら私有地を政府において買い
上げられたいとの請願。

第四〇一号 昭和二十五年七月二
十日受理

青少年禁酒法制定に関する請願
請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二
二六財団法人日本社会事
業協会 中川望

紹介議員 松原 一彦君

心身発育の完成期にある青少年を酒
害から守るためには、青少年禁酒法を
制定することが必要である。しかるに
第六国会において青少年禁酒法が参議
院を通過したにもかかわらず、衆議院
において審議未了となつてゐるから、
是非今国会において同法が成立するよ
う善処せられたいとの請願。

第四〇七号 昭和二十五年七月二
十日受理

児童福祉法中一部改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二
二六財団法人日本社会事
業協会 中川望

紹介議員 藤原 道子君

児童福祉事業の強化と目的遂行のた
め、第四回児童福祉大会において決議
された児童福祉法改正の要望に即し
て、児童福祉法中、第八條、第十九條、
第三十九條、第五十二條、第五十三條
等の改正ならびに不就学児童、結核児
童、身体障害児童に対する処置、およ
び妊娠婦乳幼児の公費診査、精神薄弱
児童の特殊教育等の法制化等同法の一
部を改正せられたいとの請願。

第四〇八号 昭和二十五年七月二
十日受理

母子福祉対策強化に関する請願
請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二
二六財団法人日本社会事
業協会 中川望

紹介議員 河崎 ナツ君

未亡人母子の更生と生活の安定を図る
母子福祉対策強化のため、母子福祉法
を強化された、母子寮、乳児院、授乳
場および職業指導所等の増設、更生資
金貸付制度の確立、未亡人子女に対す
る育英制度、母子指導相談員の設置な
らびに母子更生金庫の設置等を実現せ
られたいとの請願。

第四一〇号 昭和二十五年七月二
十日受理

覚せい剤販売禁止および製造取締強化
に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二
二六財団法人日本社会事
業協会 中川望

紹介議員 深川タマエ君

少年犯罪の実情より見ると、覚せい剤
を使用するものが極めて多く、しかも
その製造販売の処置が不徹底のため
密造、密販売が絶えないから、覚せい
剤の販売を禁止するとともにその製造
取締を強化せられたいとの請願。

第四二〇号 昭和二十五年七月二
十日受理

社会福祉事業の強化拡充に関する請願
請願者 東京都渋谷区原宿三ノ二
六六〇二財団法人全日本
民生委員連盟 原泰

紹介議員 小杉 繁安君

社会福祉を強化し、社会福祉を増進
するために、(一)生活保護法の改正、
(二)民生委員の公的活動ならびに事務
取扱方式の確立、(三)生業扶助基準額
の引上げならびに寒冷地の特別取扱、
(四)民生事業費国庫補助増額ならびに
専任職員の配置、(五)社会福祉事業基
本法草案の修正、(六)児童行政の一元
化ならびに徹底的調整、(七)民生福祉
委員会の設置、(八)その他厚生対策の
確立、(九)社会福祉制度の確立等の社
会福祉事業の強化拡充対策を講ぜられ
たいとの請願。

第四三三号 昭和二十五年七月二
十日受理

温泉法中一部改正に関する請願
請願者 佐賀県杵臼郡武雄町長
江口文雄外四名

紹介議員 深川左エ門君

佐賀県武雄温泉の源泉より約一キロの地点に佐賀炭坑があつて、最近採掘に着手されようとしており、また当温泉地の四囲はほとんど鉱区に設定され開発が予定されているので、武雄町民の一大脅威となつてゐる。しかして、その阻止については現行の温泉法では不備の点があるから、觀光国策上および温泉地の保護育成上温泉法の一部改正を図りたいとの請願。

第四五四号 昭和二十五年七月二十一日受理

近畿地区結核コロニー建設に関する請願

請願者 大阪府貝塚市名越町国立療養所貝塚千石荘内 植野郁夫外二千五百八十七名

第四五二号 昭和二十五年七月二十一日受理

外地引揚齒科医師に国内歯科医師免許特例制定の請願

請願者 和歌山県新宮市三輪崎四六八 大野喜三平外六名

紹介議員 永井純一郎君

外地引揚齒科医師に対する昭和二十一年勅令第四十二号国民医療法特例には、中国、モスコイその他外地において日本領事館、日本軍および外国政府の免許を得て開業していた引揚齒科医師が含まれていない外種々の不公平があつて、全引揚齒科医師の約七十パーセントは引揚以来四箇年にわたる今日まで放任され生活苦境に陥つてゐるから引揚外地歯科医師に対する国内免許下附等を内容とする特例新法律を制定されたいとの請願。

第四五三号 昭和二十五年七月二十一日受理

外地引揚齒科医師に国内歯科医師免許の請願

請願者 和歌山県新宮市三輪崎四六八 大野喜三平外六名

紹介議員 永井純一郎君

外地引揚齒科医師の多くは高年者であ

り、他への転業の途もないから、国内歯科医師の免許については、詮衡制度の適用ならびに試験制度改善を図りたいとの請願。

二日受理

大阪府貝塚市名越町国立療養所貝塚千石荘内 植野郁夫外二千五百八十七名

紹介議員 中山 壽彦君 井上なつる君 藤森 真治君

結核の撲滅には、予防、治療、後保護の三段階のいずれの一つが不完全であつても目的を達成することができない。しかしてわが国の現状は予防、治療のみに重点がおかれ、現在各療養所で行つてゐる作業療法による社会復帰では再発の可能性が非常に高いので、さらにアフター・ケア・コロニー施設建設に基く専門の作業場設置が必要であるから兵庫県下に結核コロニー施設を建設せられたいとの請願。

第一九号 昭和二十五年七月十五日受理

医薬分業制度確立に関する陳情

陳情者 滋賀県大津市石川町三九 滋賀県薬剤師協会内 西谷平一

医薬分業制度は、医師、薬剤師の責任分野を明確にし、医療の合理化によつて国民の福祉の増進を図るものであるから、すみやかに本制度の確立を図られたいとの陳情。